

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 下山田 守邦

合併に伴う貸借取引対象銘柄の選定取消し等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借融資銘柄の選定取消し
(東京証券取引所市場分)

S F Pホールディングス(株) 株式 (3198) 選定取消日 2026年6月29日(月)

(PTS分)

S F Pホールディングス(株) 株式 (3198) 選定取消日 2026年6月29日(月)

(注) PTS分の貸借取引対象銘柄は、各PTSにより異なる場合がございますので、詳細は各PTS運営業者までご照会ください。

2. 上記1.により選定取消しを行う銘柄に係る貸借取引の取扱い
次のいずれかを貴社に選択していただきます。

- ① 選定取消しを行う銘柄(表記載の甲。以下「甲」という。)について、東京証券取引所等における売買最終日となる6月26日(金)までに返済の申込みを行う。
- ② 甲について、選定取消日以降も貸借取引残高を継続し、合併期日となる7月1日(水)において割当率に応じて読み替えた合併会社株式(表記載の乙。以下「乙」という。)の貸借取引残高とする(「残高継続の取扱い方法」は以下のとおり。)

[残高継続の取扱い方法]

- イ. 申込最終日となる6月26日(金)においては、甲に係る東証およびPTSの市場毎(「顧客取引分」および「自己取引分」別)の貸借取引残高がそれぞれ最低単位株数(甲の貸借取引残高を継続する場合の最低単位株数。以下同じ。)の整数倍となるよう、必要に応じて調整の申込みを行ってください。当該申込み後の継続残高については、合併期日の前営業日(約定日)まで返済申込みの受付は行わず、当該期間の貸借値段については甲の申込最終日の貸借値段を適用します。
- ロ. 合併期日(約定日)においては、上記イ.による継続残高について、割当率に応じて株数の読み替えを行い、同日の乙の貸借値段を適用します。当該読み替え後の株数に乙の貸借値段を乗じて算出した貸付金または貸株等代り金の金額と前日の継続残高に係る貸付金または貸株等代り金の金額との差額については、合併期日から起算して3営業日目の日となる7月3日(金)(決済日)に更新差金として授受します。

ハ. その他の取扱いは、他の貸借取引対象銘柄と同様とします。

(表)

被合併会社株式 (甲)	申込最終日	選定取消日	合併会社株式 (乙)	合併期日	甲の貸借取引 残高を継続す る場合の最低 単位株数	<品貸取引> 借入日 返済期日 (計算日数)
	売買最終日	上場廃止日				
SFPホールディングス(株) 株式 (3198) 東京証券取引所市場分 貸借融資銘柄 PTS分 貸借融資銘柄	2026年 6月26日	2026年 6月29日	(株)クリエイティブ・レストラン・ホールディングス 株式 (3387) 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 PTS分 貸借銘柄	2026年 7月1日 甲1株につき 乙3.2株	500株	—

3. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

SFPホールディングス(株) 株式 (3198) 選定取消日 2026年6月29日 (月)

担保として差入中の上記銘柄につきましては選定取消日の前営業日までに引き出してください。

以 上